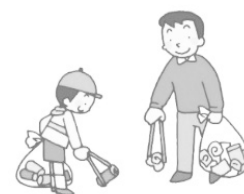


5月12日(日)は全町一斉清掃を行います！ 皆様のご理解とご協力をお願いします！

1. 日時 5月12日(日)
2. 雨天の場合 当日朝6時30分に延期の放送をし、5月19日(日)に行います。
3. 搬入受付時間 午前7時30分から12時まで
4. 搬入に関する注意事項
ごみ焼却場「清美苑」にごみ等を搬入される際、次の事項にご注意ください。
 - ① 全町一斉清掃は無償受入ですので、指定ごみ袋で出さないでください。
袋で搬入される場合は、「指定ごみ袋以外の袋で搬入」をお願いします。
 - ② 清美苑へ搬入の際は、受付係員の指示に従ってください。
(計量がありますので、直接、埋立場には行かないでください)
 - ③ 6. 分別方法のとおり「燃えるごみ」、「木材・小枝」と「埋立ごみ」にきちんと分別してください。
 - ④ 搬入出の際に、必ず計量を行ってください。(2回の計量)
 - ⑤ 漂流物等の小物は袋に入れてください。ロープ等は持てる重さにくくり、搬入してください。
 - ⑥ 搬入に際しては、一斉清掃である旨を必ず告げてください。
5. その他 別日に開催される地区におかれましては、環境整備課(電話6-1748)までご連絡いただければ、その場合は「一斉清掃と同様に無償受入」いたします。
6. 分別方法



燃えるごみ

- ・草、紙類
- ・貝殻
- ・やわらかいプラスチック類
- ・汚れたペットボトル
- ・発砲スチロールなど

木材・小枝



埋立ごみ

- ・金属類
- ・汚れたカン・ビン
- ・かたいプラスチック類
- ・漂着物等

～みんなで美しい西ノ島となるようご協力をお願いします～

2019年度「美保基地航空祭」のお知らせ

- 日時：2019年6月2日(日) 9:00～15:00(予定)
- 場所：航空自衛隊美保基地(鳥取県境港市小篠津町2258)
- 内容：(1) 航空機地上展示(C-2、T-400及びCH-47J等)
(2) 航空機展示飛行(ブルーインパルス及びC-2輸送機等)
(3) 装備品等展示
(4) その他(アトラクション等調整中)



■注意事項

- (1) 基地周辺は大変な混雑が予想されますので、極力公共交通機関をご利用ください。
- (2) お車でお越しの際、江島大橋は大変な混雑が予想されます。迂回いただきますようお願いいたします。
- (3) 基地正門前道路は交通規制を行っています。係員の指示に従っていただくようお願いいたします。
- (4) 入場の際して手荷物検査を実施しておりますので、ご協力をお願いします。
- (5) 飛行場地区でのシート類、テント、イス及び脚立・三脚等の使用、また、カバン、ケース類等に腰を掛けての見学は、他のお客様のご迷惑になりますのでご遠慮ください。
- (6) ごみは必ず各自でお持ち帰りいただきますようお願いいたします。
- (7) 天候等により、イベント内容を変更する場合がございますのでご了承ください。

■お問い合わせ先

航空自衛隊 美保基地 渉外室 広報班

TEL: 0859-45-0211(代表)

美保基地ホームページ <https://www.mod.go.jp/asdf/miho/>

狂犬病予防注射のお知らせ

狂犬病予防法により生後3ヶ月以上の全ての犬は、毎年、狂犬病予防注射を受けなければなりません。また、新たに犬を飼い始めた飼い主の方は、犬の登録も必要になります。

下記の日程で狂犬病予防注射を行いますので、必ず受けてくださいますようお願いいたします。

月 日	受付時間	場 所
5月13日(月)	12:20~12:50	県集合庁舎(別府)
	13:50~14:00	物井公会堂前
	14:10~14:20	大山会館前
	14:30~14:45	大津バス停付近
	14:50~15:10	船越公会堂前
	15:20~15:50	浦郷警察署前
	16:00~16:10	赤ノ江公民館前
	16:20~16:30	珍崎バス停付近

【手数料】

- 1) 予防注射だけを受ける場合・・・3,000円
- 2) 登録と予防注射を受ける場合・・・6,000円
- 3) 既に予防注射を受け予防注射済票のみ受け取る場合・・・550円

※おつりのいらぬようお願いいたします。



○現在、登録されておられる飼い主さんの変更や犬が死んでしまった時など、登録情報に変更があった場合、また、病気などのため接種ができない場合はお知らせ下さい。

○今回注射できない場合は、最寄りの動物病院で予防注射をしていただき、「狂犬病予防注射済証」を環境整備課にご持参下さい。

○既に予防注射を受けた方も、当日会場もしくは後日環境整備課まで「狂犬病予防注射済証」をご持参下さい。



【お問い合わせ先】

西ノ島町役場 環境整備課 管理係

電話 6-1748

FAX 6-0186



水道水質検査計画を策定しました

本町では、毎年、水道法施行規則第15条6項に基づき、水質検査計画を策定しています。水質検査は、皆様に安心して安全な水を供給し、適正な検査を行うための検査の項目を定め、計画に基づき検査を行うこととしています。

水質検査計画と水質検査結果は、町民の皆様が容易に入手できる方法で提供するように法律で定められており、ご覧になりたい方は環境整備課(TEL: 6-1748)までお問い合わせください。